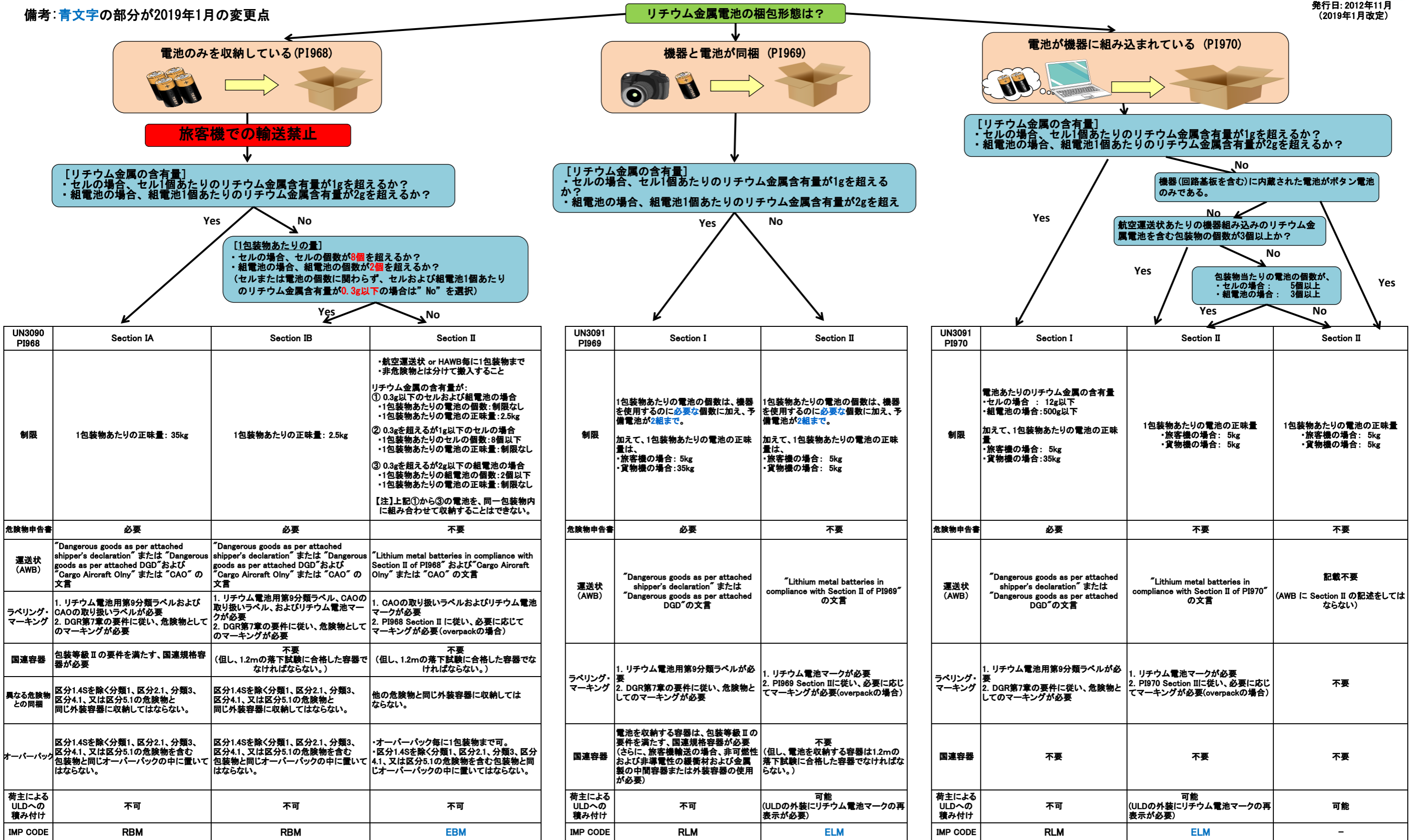


リチウム金属またはリチウム合金のセル及び組電池の取り扱い一覧表 (UN3090, UN3091)

備考: 青文字の部分が2019年1月の変更点



UN3090 PI968	Section IA	Section IB	Section II
制限	1 包装物あたりの正味量: 35kg	1 包装物あたりの正味量: 2.5kg	・航空運送状 or HAWB 毎に1 包装物まで ・非危険物とは分けて搬入すること リチウム金属の含有量が: ① 0.3g以下のセルおよび組電池の場合 ・1 包装物あたりの電池の個数: 制限なし ・1 包装物あたりの電池の正味量: 2.5kg ② 0.3gを超えるが1g以下のセルの場合 ・1 包装物あたりのセルの個数: 8個以下 ・1 包装物あたりの電池の正味量: 制限なし ③ 0.3gを超えるが2g以下の組電池の場合 ・1 包装物あたりの組電池の個数: 2個以下 ・1 包装物あたりの電池の正味量: 制限なし 【注】上記①から③の電池を、同一包装物内に組み合わせて収納することはできない。
危険物申告書	必要	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI968" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルおよび CAO の取り扱いラベルが必要 2. DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池用第9分類ラベル、CAO の取り扱いラベル、およびリチウム電池マークが必要 2. DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. CAO の取り扱いラベルおよびリチウム電池マークが必要 2. PI968 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpack の場合)
国連容器	包装等級 II の要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、1.2m の落下試験に合格した容器でなければならない。)	不要 (但し、1.2m の落下試験に合格した容器でなければならない。)
異なる危険物との同梱	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	他の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。
オーバーパック	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	・オーバーパック毎に1 包装物まで可。 ・区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	不可	不可
IMP CODE	RBM	RBM	EBM

UN3091 PI969	Section I	Section II
制限	1 包装物あたりの電池の個数は、機器を使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。 加えて、1 包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1 包装物あたりの電池の個数は、機器を使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。 加えて、1 包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言	"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI969" の文言
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要 2. DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池マークが必要 2. PI969 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpack の場合)
国連容器	電池を収納する容器は、包装等級 II の要件を満たす、国連規格容器が必要 (さらに、旅客機輸送の場合、非可燃性および非導電性の緩衝材および金属製の中間容器または外装容器の使用が必要)	不要 (但し、電池を収納する容器は1.2m の落下試験に合格した容器でなければならない。)
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池マークの再表示が必要)
IMP CODE	RLM	ELM

UN3091 PI970	Section I	Section II	Section II
制限	電池あたりのリチウム金属の含有量 ・セルの場合: 12g以下 ・組電池の場合: 500g以下 加えて、1 包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1 包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg	1 包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言	"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI970" の文言	記載不要 (AWB に Section II の記述をしてはならない)
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要 2. DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池マークが必要 2. PI970 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpack の場合)	不要
国連容器	不要	不要	不要
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池マークの再表示が必要)	可能
IMP CODE	RLM	ELM	-

【備考】リチウム電池の製造者とそれに連なる配送会社は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。この試験の要点は2020年1月1日から参照出来るようにしなければならない。(予告)